◇児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（政令第二五六号）（厚生労働省）

1　児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童扶養手当の支給の制限の方法を監護等児童の数に応じたものとすることとした。（本則関係）

2　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二項及び第三項関係）

3　この政令は、平成二八年八月一日から施行することとした。

政　令

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十九号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号リ中「第三号(9)」を「第三号(10)」に改め、同号ヌ中「第三号(11)」を「第三号(12)」に改め、同条第三号中(41)を(42)とし、(32)から(40)までを(33)から(41)までとし、同号(31)中「(29)及び(30)」を「(30)及び(31)」に改め、同号(31)を同号(32)とし、同号中(30)を(31)とし、(27)から(29)までを(28)から(30)までとし、同号(26)中「(10)から(25)まで」を「(11)から(26)まで」に改め、同号(26)を同号(27)とし、同号中(25)を(26)とし、(9)から(24)までを(10)から(25)までとし、(8)の次に次のように加える。

(9)　特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成二十八年法律第四十三号）第三条第一項に規定する特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定及び推進に関すること。

附則第四条第一項中「同条第三号(10)及び(26)」を「同条第三号(11)及び(27)」に、「(25)」を「(26)」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第九十一条第二項中「高度通信網振興課　消費者行政課」を「消費者行政第一課　消費者行政第二課」に改め、同条第三項中「五課」を「四課」に、「基幹通信課　移動通信課　衛星移動通信課」を「基幹・移動通信課　衛星移動通信課」に改める。

第九十三条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　電気通信事業の用に供する電気通信網の高度化に関すること（情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。

第九十七条を削る。

第九十八条の見出しを「（消費者行政第一課の所掌事務）」に改め、同条中「消費者行政課」を「消費者行政第一課」に、「電気通信事業部の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　電気通信事業部の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務の総括に関すること。

二　電気通信事業部の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること（消費者行政第二課の所掌に属するものを除く。）。

第九十八条を第九十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（消費者行政第二課の所掌事務）

第九十八条　消費者行政第二課は、電気通信事業部の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務のうち電気通信役務の利用による一般消費者の利益の侵害に関する対策に係るものをつかさどる。

第百条の見出し及び同条中「基幹通信課」を「基幹・衛星移動通信課」に改め、同条第一号中「陸上に開設する無線局のうち移動中の運用を行わないもの及び人工衛星に開設する無線局（これらの無線局のうち、自動車その他の陸上を移動するものとの間に通信を行うことを目的とするもの及びこれに密接な関係があるものを除く。）に係る」、「及び電波の利用の促進」及び「情報通信国際戦略局及び」を削り、「並びに衛星移動通信課」を「及び移動通信課」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　無線局に係る電波の利用の促進に関すること（情報通信国際戦略局及び情報流通行政局並びに移動通信課の所掌に属するものを除く。）。

第百一条中「陸上、人工衛星又はロケットに開設する無線局に係る無線局免許等関係事務及び電波の利用の促進に関する事務（情報通信国際戦略局及び情報流通行政局並びに基幹通信課及び衛星移動通信課の所掌に属するものを除く。）」を「次に掲げる事務」に改め、同条に次の各号を加える。

一　次に掲げる無線局に係る無線局免許等関係事務に関すること（情報流通行政局の所掌に属するものを除く。）。

イ　陸上に開設する無線局のうち移動中の運用を行わないもの（自動車その他の陸上を移動するものとの間に通信を行うことを目的とするもの及びこれに密接な関係があるものに限り、人工衛星に開設する無線局の中継により通信を行うもの及びハに掲げる無線局に該当するものを除く。）

ロ　陸上に開設する無線局のうち移動中の運用を行うもの（人工衛星に開設する無線局の中継により通信を行うもの及びハに掲げる無線局に該当するものを除く。）

ハ　電波法第五条第二項第二号に規定するアマチュア無線局